

市長定例記者会見

と き：令和5年11月6日（月）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

1 11月補正予算案の概要【財政課】

2 一般廃棄物のリサイクル処理推進のための許可制度の活用について

【廃棄物対策課他】

◇幹事社代表質問 担当「静岡新聞」

次回の予定 11月22日（水） 午前11時00分～

令和5年度 11月補正予算（案）について

1 ポイント

- 11月補正予算（案）の規模
 - 23億7,114万円【債務負担行為（追加分）23億6,535万円】
 - 〔 一般会計： 9億2,326万円【債務負担行為（追加分）23億6,535万円】 〕
 - 〔 特別会計： 14億4,789万円 〕
- 「安全・安心の確保」、「地域経済の活性化」、「子育て・教育環境の充実」の3つを柱に予算を編成

2 事業概要

(1) 安全・安心の確保 222,101千円【債務負担行為 229,200千円】

(主な事業)

○巴川流域治水対策事業 85,000千円

巴川流域における水害対策は、県と策定した流域水害対策計画に基づき、県が実施する巴川本川の河川整備に加え、県市が分担して雨水貯留施設の整備を進めている。

本市は、令和22年度までに10.4万㎡分の雨水貯留施設を順次整備することとしていたが、令和4年の台風15号による浸水被害を踏まえ、令和5年度6月補正予算にて新たな治水対策の検討を開始した。

検討の結果、早期に実施可能な対策として、既存の雨水貯留施設である防災調整池に排水ポンプを設置し、大雨予報時に事前に排水することで、池の容量を最大限に活用した対策を実施することとした。

今回の対策に加えて、今後、雨水貯留施設のさらなる整備を進めることで、計画に基づき本市が実施する対策の完了予定時期を令和22年度から令和9年度まで前倒しし、早期の治水対策を実現する。

○河川災害復旧事業 220,000千円

令和5年8月に葵区諸子沢で発生した地すべりによって、河川内に流入した土砂などを撤去する。

○生活排水処理基本構想策定事業 【債務負担行為 40,000千円】

本市の汲み取りし尿や浄化槽汚泥等を処理する4つのし尿処理施設は、供用開始後30年以上が経過し、今後大規模な改修等が必要となる。

し尿及び浄化槽汚泥量が減少傾向にあること等を踏まえ、4つの施設の統合や下水処理施設との共同化などの様々な整備手法を検討することで、経済的、効率的かつ環境負荷が小さい生活排水処理を実現することが必要である。

今回の補正では、早期の生活排水処理施設の更新に向けた基本構想の策定を進めるため、債務負担行為を設定する。

○病院群輪番制病院設備整備事業費助成 27,401千円

二次救急医療は、入院を要する重症の救急患者の受入れを行うため、重症の救急患者に対応できる体制を整備する必要がある。

令和5年8月に県補助金の内示を受けたことに伴い、二次救急医療を担う病院群輪番制に参加する病院が行う設備整備に対する助成を行うことで、安定的な医療提供体制の確保を図る。

次頁あり

(2) 地域経済の活性化 167,711千円【債務負担行為 269,234千円】

(主な事業)

○企業立地促進事業費助成 97,162千円【債務負担行為 244,234千円】

市内において、工場等を設置する企業に助成を行うことで、市内への企業の定着を促進し、地域産業の高度化、活性化や魅力的な雇用機会の創出を図る。

令和5年度に大規模な工場建設が完了することに伴い、令和5年度から令和8年度までの4年間で補助金を分割して交付する。

今回の補正では、令和5年度の事業費の増額と令和6年度以降の補助金の交付に係る債務負担行為を設定する。

○スタートアップ支援事業 2,500千円

本市では、革新的アイデアや技術などを持つスタートアップ企業を創出するため、令和5年度からスタートアップ支援事業を実施している。

事業を進める中、スタートアップ企業の創出のためには中学・高校の段階から起業への関心を高めることが重要との意見が寄せられている。

そのため、中高生を対象としたスタートアップ起業家による講座などを開催し、起業への関心や機運を高めることで、市内のスタートアップ企業の更なる創出を図る。

○清水庵原球場整備事業 30,000千円

清水庵原球場を本拠地とするプロ野球ハヤテ球団が、2024年シーズンからプロ野球ファーム・リーグに参加することが内定した。

ハヤテ球団と連携し、周辺住民や観客、施設利用者の安全を確保するための球場改修を、企業版ふるさと納税を活用して実施することで、スポーツを通じた地域の魅力創出及び地域経済の活性化を図る。

○静岡市民文化会館再整備事業 38,049千円

静岡市民文化会館の再整備にあたっては、設計・施工から管理・運営までを一括で発注するPFI方式を採用し、民間事業者の創意工夫を活かした整備を予定していたが、建築資材等の価格高騰を受け、整備規模・内容を見直した。

その結果、耐震改修や既存設備のリニューアルが主な整備内容となり、民間事業者に創意工夫を求める部分が少なくなる。設計・施工・管理運営を一括して発注し、管理運営を活かして整備内容をよりよいものにするというPFI方式の利点が薄れる中、一括発注により競争参加者が限定されるというPFI方式の弱点が大きくなる。

このため、PFI方式を取りやめ、設計・施工の一括発注と指定管理者制度を活用した管理・運営を分離して発注する方式へ変更する。これにより、設計・施工と管理・運営のそれぞれで最適な事業者を選定することで、より使いやすく魅力的な静岡市民文化会館の再整備を進める。

○日仏自治体交流会議開催事業負担金 【債務負担行為 25,000千円】

本市は、姉妹都市であるフランス・カンヌ市と、これまでシズオカ×カンヌウィーク等の様々な交流事業を実施してきた。

姉妹都市関係等にある自治体が一堂に会する日仏自治体交流会議を本市で開催することで、カンヌ市とのさらなる連携強化と、フランスにおける本市の認知度向上による交流人口の増加を図る。

今回の補正では、令和5年度中に会場の確保やウェブサイト構築などの開催準備に着手するため、債務負担行為を設定する。

次頁あり

(3)子育て・教育環境の充実 361,033千円【債務負担行為 235,400千円】

(主な事業)

○城内中学校エレベーター等改修事業 【債務負担行為 219,000千円】

現在、葵区・駿河区にエレベーターが設置された中学校がないため、車椅子を利用するなど校内の移動時に配慮が必要な生徒は、清水区内の中学校へ進学するなど、限られた選択肢の中から進学先を選ばなければならない状況である。

葵区・駿河区のいずれからもアクセスしやすい城内中学校にエレベーターを設置することで、移動時に配慮が必要な生徒が通学でき、安心して学校生活を過ごすことができる環境を整備する。

今回の補正では、令和6年12月の供用開始に向けて早期に工事に着手するため、債務負担行為を設定する。

○オクシズ放課後児童対策事業 【債務負担行為 16,400千円】

令和6年4月に藁科地区3小学校（中藁科、水見色、清沢）が中藁科小学校に統合される。それにより、学区が広域となり、児童の通学手段は路線バス等となるが、授業終了後に帰りのバスが到着するまでの間、子どもの居場所の確保が課題となる。

そのため、これまで別々に運営していた放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に週5日間運営することで、安全な子どもの居場所を確保するとともに、教育・保育両面のサービスを受けることができる環境を整備する。

今回の補正では、学校の統合に合わせ、令和6年4月からの事業開始に向けた契約手続きを進めるため、債務負担行為を設定する。

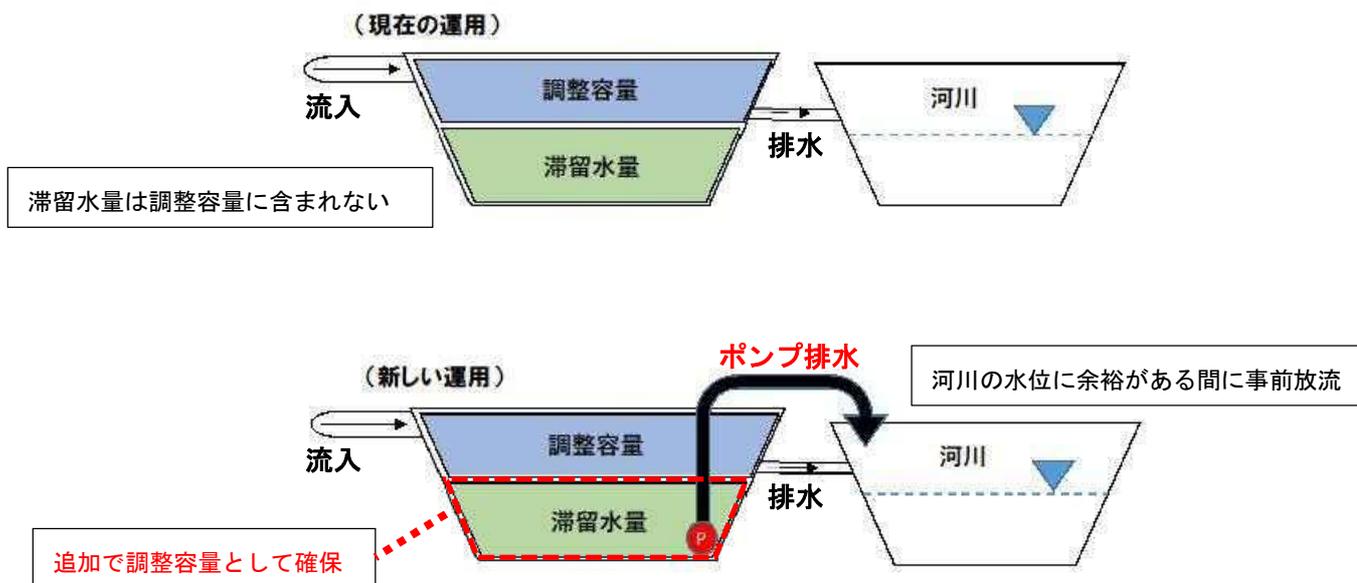
(4) その他 67,210千円【債務負担行為 391,016千円】
施設の修繕費や法改正に対応した各種システムプログラム改修費などを計上した。

担当：財政課（221-1026）

防災調整池の事前排水施設整備予算の要求（令和5年11月補正）について

1 背景

令和4年台風15号にて、二級河川巴川流域が甚大な被害を受けたため、『早急にできる対策』としてポンプ排水による雨水貯留管や防災調整池の事前放流を検討してきた。下川原雨水貯留管においては、6月（台風2号）の試験運用により、その効果が確認できた。このため、緊急に実施できる追加の対策として、滞留水のある池で台風来襲の前に事前にポンプによる強制排水を実施し、調整池として機能する容量を増加させる。



2 巴川流域水害対策計画における位置付け

巴川流域水害対策計画に基づき、公共公益施設（学校・公園など）に新設する雨水貯留対策の目標貯留量は以下のとおりである（計画期間 R22 末まで）。

静岡市分	10.4 万 m ³
静岡県分	5.4 万 m ³
合計	15.8 万 m ³

※河川管理者（静岡県）が河川施設として整備する麻機遊水地、大内遊水地は含まれない。

静岡市の整備予定は以下のとおりである。

R4 までに整備済の貯留量	約 6.0 万 m ³	実施率 57.7%
R5～9 に新設を計画している貯留量	約 3.2 万 m ³	
事前放流による貯留量	約 0.9 万 m ³	うち 0.4 万 m ³ を今回整備する
合計	10.1 万 m ³	実施率 97.1%

※不足する 0.3 万 m³ については、引き続き対策箇所を検討していく。

※整備には国費を使用する。

社会資本総合整備計画（防災・安全交付金）巴川流域雨水貯留浸透施設整備事業（補助率 1/3）

3 対象施設

施設名	現在の調整容量 ①	事前排水による対策量 ②	対策後の雨水貯留量 ①+②	増加率
①弁天池	4,000 m ³	1,950 m ³	5,950 m ³	48%
②所川堤	3,800 m ³	2,220 m ³	6,020 m ³	58%
合計	7,800 m ³	4,170 m ³	11,970 m ³	53%

事前排水の実施により、4,170 m³分の雨水貯留量を確保することができる。

※生物が生息しているため、池には0.3mの水量を残す

(参考) 標準的な25mプールに換算すると… 約7個分

家庭用の浴槽に換算すると… 約2万杯分

①弁天池

②所川堤



4 ポンプの能力

巴川流域水位・氾濫域予測システムにおいて15時間先の予測を実施する予定であることから、大雨による水位上昇・氾濫が予測される15時間前から排水を開始することを想定する。

① 弁天池 2.1m³/分 (=1,950m³÷15時間÷60分) 揚程3m

② 所川堤 2.5m³/分 (=2,220m³÷15時間÷60分) 揚程5m

5 今後の取り組み

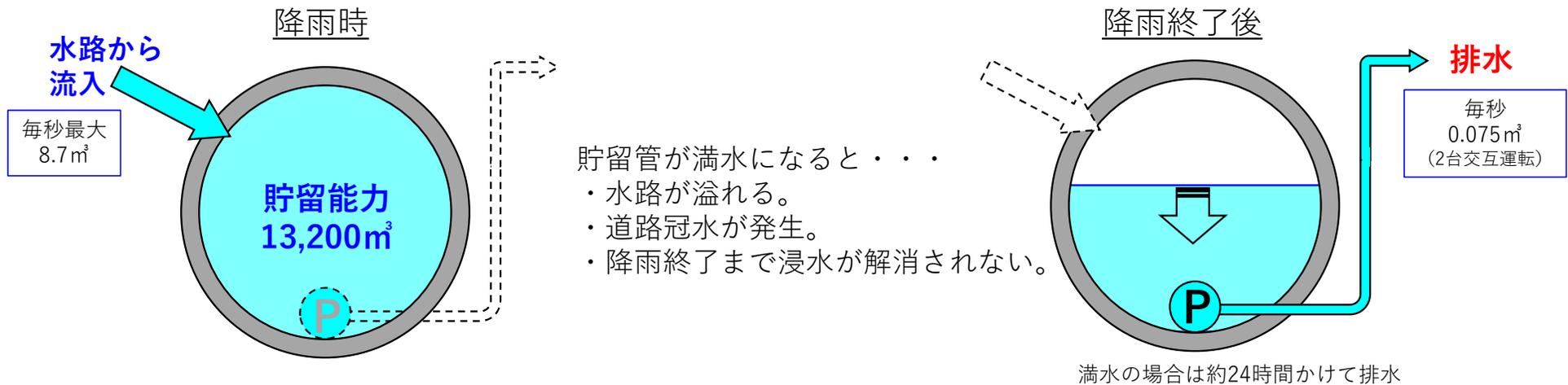
この2つの施設においては、降雨時の調整池内の水位上昇時に河川に余裕がある時点ではポンプによる放流が可能である場合がある。これにより貯留による調整量をさらに増大できる可能性がある。このほかの防災調整池においても、このような運用・施設増強により、即効性のある治水対策を進める予定である。

【参考】令和5年7月28日市長定例記者会見資料()を加筆

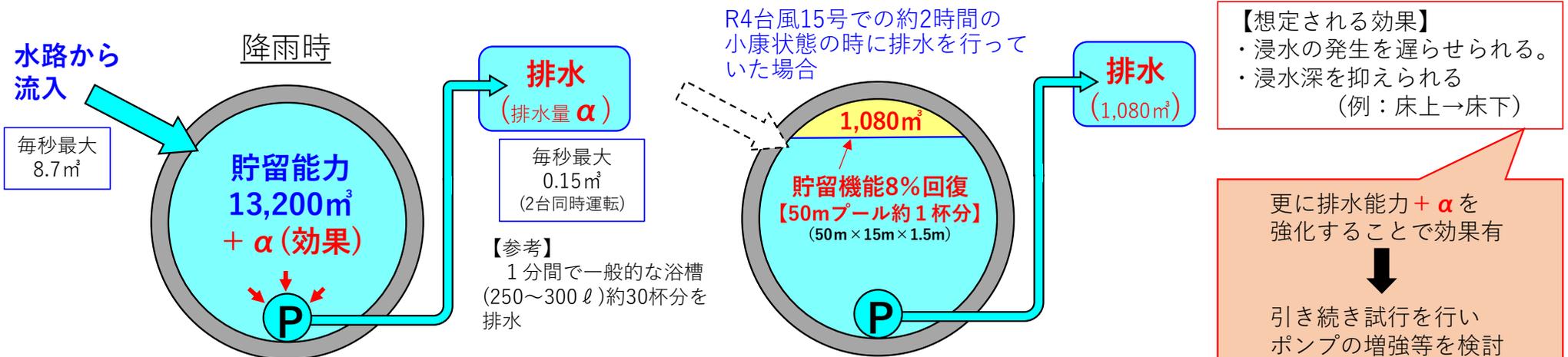
6月2日の台風2号において試行的に貯留管の排水作業を実施した。その結果、降雨中に流入した貯留能力の約13% (1,730^m)を中間排水したことで、その後も発生する可能性があった線状降水帯等による強雨に備え、100%(13,200^m)を確保した状態を維持できた。

下川原雨水貯留管の効果的な運用について

これまでの貯留管の運用 ⇒ 貯まった雨水は降雨終了後に排水



今後の貯留管の運用 ⇒ 流入開始直後から排水先や降雨状況を確認したうえで排水を開始する。



一般廃棄物のリサイクル処理推進のための許可制度の活用について

1 要旨

静岡市では、一般廃棄物の処理については、市清掃工場の処理能力で対応できていることから、これまで民間事業者が一般廃棄物の処理を事業として別途処理活用できる新たな許可を認めてこなかった。

しかし、市清掃工場の処理は資源循環を目的とした再生利用（リサイクル）ではないため、循環型社会形成の観点から許可制度を改め、「一般廃棄物の事業として処理し、有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合には、必要に応じて一般廃棄物処理に係る許可を行っていく」こととし、令和5年11月1日から許可申請の受付を開始した。

これにより、許可を受けた民間事業者による一般廃棄物のリサイクルが可能となることから、市清掃工場における焼却・溶融処理量が抑制され、温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減とともに、資源の循環効果が期待できる。

廃棄物のリサイクル処理を実施できる事業者については、静岡市が掲げる『循環型社会を目指した廃棄物政策の推進』のため、是非とも本制度を活用していただきたい。

2 許可制度見直しに至る経緯

静岡市における一般廃棄物の処理は、現在の市の清掃工場で適正に処理できていることから、これまで民間事業者による処理について新たに許可してこなかった。

しかしながら、市の清掃工場での処理は、焼却・溶融（熱回収、溶融スラグ生成）処理に限られるため、資源循環を目的とした再生利用（リサイクル）を行っていなかった。

そこで、令和5年度からの一般廃棄物処理基本計画では、これまで認めてこなかった許可制度を改め、「循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合には、必要に応じて一般廃棄物処理に係る許可を行っていく」とした。

令和5年度上半期に見直しに必要な要綱等を整備し、令和5年11月1日付けで施行した。

3 期待できる効果（制度見直しの狙い）

今回の制度見直しにより、民間事業者が市内で新たな一般廃棄物処理業等の許可を受けた場合、当該許可事業者による一般廃棄物のリサイクル処理が可能となるため、これまで市の清掃工場での焼却・溶融処理していた一般廃棄物量が抑制され、温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減ができるとともに、資源の循環効果が期待できる。

特に、公共施設などから排出される「剪定樹木」や小売事業者や飲食店から排出される「生ごみ」などは、一定量まとまった排出が見込まれることから、これらを分別し、リサイクル処理することができるようになることで、市で処理する事業系ごみの減量化が期待される。

次頁あり

【分別が考えられる廃棄物とリサイクルの例】

分別が考えられる一般廃棄物の例	リサイクル処理の例
剪定樹木等	・バイオマス発電原料の製造 ・堆肥の製造 など
生ごみ（給食残飯、売れ残り商品等）	
食用油 ※事業者から排出するものは産業廃棄物に該当するため、家庭から排出されるものに限る。	・BDF（バイオディーゼル燃料）、SAF（バイオジェット燃料）原料の製造 など

4 排出事業者への周知

処理業者（許可業者）による一般廃棄物の受入れが可能となる段階で、排出事業者に対しても周知・啓発を行い、リサイクル処理へ誘導する。

5 参考

(1) 他政令市の状況

他政令市（19市）のうち、本市のように、再生利用に資する場合など一定の場合に一般廃棄物処理業の許可を行っている市は半数程度である。

(2) 許可申請見込事業者

現在、2事業者から許可申請に関する相談を受けている。

剪定枝等木くずの破碎施設（1件）、生ごみの堆肥化施設（1件）

(3) 一般廃棄物処理業許可の考え方

一般廃棄物（家庭ごみ及び事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ）の処理^(※)は、市町村にその責任があり、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定め、その計画に従い処理することとされている。

一方、市による処理（直営又は委託による処理）が困難な場合は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者（許可業者）に処理させることができるとされている。

ただし、許可業者の業務は、市の業務を補完する公共性の高い業務であることから、許可業者の濫立による経営悪化等を招くことのないよう、必要十分な許可に留めるものとされている（H26.10.8 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。

※ 処理とは、廃棄物の収集運搬又は処分（中間処分及び最終処分）のことをいう。

※ 廃棄物の区分（定義）

- ・産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法律施行令で定められた廃棄物（20種類）
- ・一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物（「家庭ごみ」、「事業活動に伴って生じた20種類以外のごみ」）

担当：環境局ごみ減量推進課（221-1075）
環境局 廃棄物対策課（221-1363）